

コロナ禍における法文学部および 大学院人文社会科学研究所の取組¹

はじめに

予期しえなかった深刻かつ長期にわたる未曾有の災厄である新型コロナウイルスの感染拡大により、愛媛大学も学生の入構禁止、遠隔授業への全面切り替え等が急遽行われ教育提供体制が激変した。法文学部および大学院人文社会科学研究所も、「法文学部コロナウイルス対策プロジェクトチーム」(チームリーダー:井口秀作評議員)を発足させ、同プロジェクトチームを中心に据え、急変する教育提供体制や学生支援体制の対応にあたることとなった。本稿はコロナ禍における法文学部および大学院人文社会科学研究所の教育提供体制や学生支援体制等の取組を時系列に沿って紹介するものである。

1. 愛媛大学のBCPのステージが「レッド」に引き上げられるまでの取組

(1) 2020年3月26日付「令和2年度前学期授業開始について」において、三密を回避しつつ予定通り4月8日に授業を開始することが通知された。これに伴い、法文学部においても教務関係教員有志および教育支援課法文学部チームをメンバーとする「コロナ対応菅谷WG」(座長:菅谷成子教授)を発足させ、3月26日、同27日に会議を開催し、4月8日以降の教育提供体制について検討した。同会議においては、主として必修科目の開講形態について議論を行った。

(2) 3月31日付「令和2年度前学期授業開講に係る方針(教職員向け通知)」において、4月8日～4月21日の2週間は休講とし、授業は4月22日から開始することが通知され、4月3日付「授業実施に係る学長メッセージ」において、本学においてもネット配信(同期型・非同期型)やメール等による遠隔授業を積極的に導入することが通知された(これに伴い法文学部においても人文学講座所属教員を対象に、4月10日および15日に「Zoom講習会」を開催した(講師:石黒聡士准教授))。法文学部においても4月2日、臨時運営協議会を開催し、翌4月3日に予定されている新入生ガイダンスについて意見交換を行った。リスクが高い

行事であるが実施せざるを得ない状況にあるため、可能な限り時間を短縮し簡略化して実施することが確認された。

(3) 4月6日、下記の内容の学部長メッセージを学生・大学院生に対して発出した。

【法文学部の学生及び研究科大学院生の皆さんへ】

大学から「学生による課外活動については、極力自粛するよう」要請がでています。法文学部においても、ゼミ室、資料室、院生室などの使用は研究資料等の持ち出しなどの入室を除いて使用を禁止します。それ以外に使用する必要が生じた場合には事前に指導教員の許可を得てください。

また、「修学支援システム」の「海外渡航等に関するアンケート」は、海外だけでなく、国内での移動状況や健康状態についても、正確な情報を収集するためのものです。学内での感染拡大を防ぐために不可欠な調査ですから、海外渡航歴があるかないかにかかわらず、早期の回答をお願いします。授業が実施されるまでの間、お互いの健康と安全に留意しながら、各自で有意義な時間の過ごし方を工夫してください。

(4) 4月14日、「法文学部コロナウイルス対策プロジェクトチーム」(以下「CPT」と略称)を発足させ、井口秀作評議員から、教員に対し、①最新の全学の方針を確認すること、②日々の健康管理に努めコロナ相談窓口を利用すること、③相互接触の機会を削減することが要請された。また同日、下記の内容の学部長メッセージを学生・大学院生に対して発出した。

【法文学部の学生及び研究科大学院生の皆さんへ

—法文学部からの通知とお願い—

- ・法文学部本館及び総合研究棟Ⅱへの学生・院生の立入を当面、禁止します。
- ・教育支援課の窓口利用を極力、控えてください。
- ・履修等の相談はまず指導教員にしてください。
- ・教育支援課法文学部チームに相談する場合も、まず電話かメールを利用してください。
- ・修学支援システムの通知を1日に1回は必ず確認してください。

4月8日付で弓削理事・副学長より通知がありました

¹執筆担当: 泉 日出男

ように、国内での新型コロナウイルス感染急増を受け、第1クォーター期間(6月10日まで)の授業は、原則、インターネットを活用した「遠隔講義」として開講することとなりました。

また、4月13日付で愛媛県知事からも、松山市は既に緊急事態の一手手前の状態であるとの認識に基づき、当面4月26日まで、「うつらないよう自己防衛」「うつさないよう周りに配慮」「県外や不要不急の外出自粛」といった行動の自粛等を徹底するよう、要請が出されています。

(中略)

そのため、法文学部においては、法文学部本館及び総合研究棟Ⅱへの学生・院生の立入を当面の間、禁止します。また、教育支援課法文学部チームの窓口に行くことも、可能な限り控えるようにしてください。履修等の相談が必要な場合、まず指導教員にメールまたは電話で相談してください。その上で、やむを得ず教育支援課法文学部チームに相談が必要な場合にも、まず電話またはメールで相談し、真に必要な場合にのみ窓口へ赴くようにしてください。

(中略)

4月22日に授業が開講されるまでの間、修学支援システムの通知を1日に1回は必ず確認してください。そして、お互いの健康と安全に留意しながら、各自で有意義な時間の過ごし方を工夫してください。

(5) 4月15日、学生支援委員会から指導教員へ下記の内容の通知が発出された。

【学生・院生に対する注意喚起の徹底について(お願い)】

このことについて、お手数ですが指導学生・院生に対する注意喚起の周知と徹底にご協力下さいますようお願い申し上げます。

新型コロナウイルス感染症問題にかかる注意喚起は、既に大学HPや修学支援システムを通じてなされているところですが、今回は、学生の感染予防・感染拡大防止の観点から、遠隔授業が実施される間(6月10日まで)に帰省等を行わないよう、改めて注意喚起の周知と徹底を図るものです。

つきましては、指導教員の先生方から、指導学生・院生に対する注意喚起の周知と徹底を改めて行っていただきますよう、よろしくようお願い申し上げます。

記

【遠隔授業実施期間中の帰省等の原則禁止について】

- ①GW期間中を含め、遠隔授業期間中の帰省等は原則、行わないようにして下さい。
- ②真に止むを得ざる事情があり、どうしても帰省しなければならない場合は、必ず事前に指導教員へ連絡・相談するようにして下さい。
- ③真に止むを得ない理由による帰省等で県外に出た場合は、愛媛へ戻って来てから2週間は自宅待機とし、不特

定多数との接触を避けるなど感染拡大防止に努めて下さい。

- ④既に県外の実家等へ帰省している場合は、無理に愛媛へ戻ることはせず、帰省先または滞在先で極力外出を控えて過ごすようにして下さい。帰省先または滞在先が緊急事態宣言に基づく外出自粛地域に該当する場合は、その指示に従って下さい。

*なお、就職活動により県外へ出る場合の対応については、修学支援システム4月8日付掲載のお知らせ「就職活動中の学生・大学院生のみなさんへ」を確認・参照して下さい。

(6) 4月17日付「新型コロナウイルス対策に関する学長メッセージ」において、4月16日に発表された政府の緊急事態宣言を受け特措法に基づく愛媛県知事による外出自粛要請が4月17日に発出されたことに伴い本学のBCPのステージを最も厳しい「レッド」に引き上げることが通知された。これに伴い4月20日付「新型コロナウイルス対策に関する学長メッセージ(第2報)」において、「レッド」ステージにおける教育活動、キャンパス内における研究活動、業務遂行、会議実施の方針が提示された。

(7) 4月中旬、学生支援室におけるカウンセリング業務について、予約制として、火曜・水曜に電話で対応することを決定した。

2. 愛媛大学のBCPのステージが「レッド」から「イエロー」に引き下げられるまでの取組

(1) 2020年4月22日より遠隔授業が開始された。4月23日、学生の生活状況に関する状況を確認するため、学生支援委員会から指導教員へ下記の内容の通知が発出された。

【学生支援(指導学生の経済状況確認)のお願い】

指導学生をお持ちの先生方

お世話になっております。標題の件に関しまして学生支援委員会からのお願いです。指導学生の経済状況についてご確認をいただき、特に逼迫しているような事態等が確認されましたら、お手数ですが、学生支援委員会まで情報をお寄せくださいますようお願い致します。

なお、その際、学生の氏名等に関する情報は「不要」(必要な場合、属性のみで結構)ですので、念のため申し添えます。情報のご提供に際しては、下記の学生支援委員会メンバー全員宛にお知らせいただけますと幸いです。

(2) 3月31日に遠隔授業の積極的に導入することが通知された当初から、学生および大学院生のネット環境の実情把握が必要との認識の下、法文学部においても実情把握のためのアンケートの準備を進めていた。しかしながら4月

27日付「ネット環境の不備な学生・大学院生に対する『教育的配慮』について」により、ネット弱者に対する教育的配慮が通知され、教育学生支援部が同様のアンケートを実施したため取りやめることとした。

教育学生支援部によるアンケート結果を入手後、5月1日～5月3日まで学生支援委員会において、メールにより意見交換を行い、5月4日、学部教務委員会に教務関係の内容をまとめて伝達し、学生支援委員会として教務委員会での対応を依頼した。

(3)5月8日付「新型コロナウイルス対策に関する学長メッセージ(第3報)」において、愛媛県の外出自粛要請が緩和されたことに伴い、5月11日から当面の間、愛媛大学BCPのステージを「レッド」から「オレンジ」に引き下げることが通知された。

(4)5月11日、教務委員会委員長が下記の内容の「遠隔授業等に関するお知らせ(全学アンケートへの対応依頼)」を各教員に通知した。

【遠隔授業等に関するお知らせ(全学アンケートへの対応依頼)】

法文学部教員 各位

先般、全学において、「新型コロナウイルスの感染拡大による影響調査(緊急)」が実施されました(4月27日～同月29日)。この調査は、主に経済面での影響を調査するものですが、自由記述欄(Q7「その他、遠隔授業も含め、学生生活で困っていることがあれば、記述してください。」)に、遠隔授業など修学に関することについて多数の記載がありました。

このうち、法文学部学生・院生分について、学生支援委員会からデータの提供を受けました。おもに遠隔授業に関する記述を以下の3項目にまとめましたので、皆様の授業、学生への対応の参考までに、お知らせいたします。

これらの記述から、遠隔授業を受講する学生の置かれている状況、直面している問題(困惑、困難など)の一端を知ることができるかと思えます。

是非ご一読いただきまして、今後の授業実施にあたり、こうした学生の状況に適宜ご配慮くださいますようお願い申し上げます。

なお、本メールを作成するにあたり、学生支援委員会の先生方にご意見、ご協力をいただきました。感謝申し上げます。

われわれ教員も慣れない遠隔授業で苦心しておりますが、こうしたなか学生の状況を把握し、それを踏まえた対応をしていること、そして、そのことを学生に伝えることが学生の不安解消につながると、学生支援委員会の先生方と共に考えております。

【学生アンケート自由記述】

①教員からのメール連絡

- ・メールが多数送られてくるため、特定のメールを探すのに手間取る(授業名等で簡単に探すことができれば便利)。
- ・メールの送信時間が様々で見落としやすい。
- ・メールが夜遅く送られてくると気付きにくい。
- ・オンライン授業を行う場合は、数日前には連絡してほしい。
- ・遠隔授業になり、教員とメールでしか連絡が取れないのに、教員のメールでの対応がかなりそっけないように思う。

②授業の課題について(卒論、修論作成を含む)

- ・課題が提出できているか(受理されているか)不安に感じる。
- ・(オンライン授業で)出席とされているか分からない。
- ・課題が多く、同時期に重なると負担が大きい。
- ・(Moodle上のレジュメのみで講義動画がないため)課題の意味がわかりにくい。
- ・電子ブックを閲覧する課題で、アクセスが集中し、3時間程度閲覧できなかった。
- ・参考文献等を参照してもよいとされているが、図書館は閉館していて借りることができない。レポートの質が下がり評価に影響が出るのではないかと心配している。
- ・教科書が品切れで入手できていない。受講するのに多少不安がある。
- ・印刷のための費用負担が大きい(自宅で印刷するため、用紙やインク代がかさむ)。
- ・大学に入ることができないため、卒業論文のテーマを考えるのに苦労している。
- ・卒論の資料集めが非常に困難である。
- ・入構禁止のため、修士論文の資料収集が滞っている。

③Zoomによる授業について

- ・Zoom等を利用した授業についての連絡が遅い。
- ・Zoomなどで顔を写す必要性を感じない。声だけにして欲しい。
- ・遠隔授業で、ミュートになっているか、自分の顔が表示されない設定になっているかということが常に心配になっている。
- ・部屋の音や、部屋の様子が他の学生に見えることが絶対ないように気をつけたい。
- ・みんなに見られていると思うと、遠隔授業で顔出しを求められることに大きな苦痛を感じる。
- ・自分の部屋を他人に見られると惨めな気持ちになる。
- ・(ミュート解除になると)学生の声为重なり耳が痛い上、先生の声が聞こえにくい。電車の音などの雑音も入る。理由があるのかもしれないが、顔出しは生徒側の自由にさせ、基本的に学生の側はミュートにし、発言の必要がある際のみ解除(もしくはチャット機能の活用)を行っ

てほしい。

- ・自分の部屋がない（家族もいる）ので、オンライン授業のマイクやビデオをオンにして受講するのは難しい。
- ・Zoomを使用する授業には、個人情報抜き取り問題に不安を感じている。
- ・同期型のZoomのアプリはセキュリティに不安があるので、使用するのが怖い。

***上記自由記述について**

文章や表現の変更、編集等をしており、実際の記述とは異なっています。取扱いにはくれぐれもご注意ください。また、ご希望があれば、お問い合わせください。

(5)5月15日、法文学部教務委員会、学生支援委員会連名で、下記の内容の「学生の要望を受けての教員としての思い」を学生・院生に通知した。

【法文学部の学生・院生のみなさま】

厳しい新型コロナウイルス情勢が続いていますが、お元気に過ごされていることを、心からお祈りいたします。

4月末に愛媛大学が実施しました「新型コロナウイルスの感染拡大による影響調査」にご協力くださった方々、どうもありがとうございます。調査は主として経済的な問題に関するものでしたが、自由記述欄には教育面に関する貴重なご意見が、多数寄せられておりました。

法文学部では、アンケート回答にみられるこうした状況をうけ、学生支援委員会と教務委員会が連携、協議し、「教育面に関するみなさまのご意見をとりまとめて学部教員全体で共有することが、現在の情勢下において少しでも教育を充実させるために、まず必要だ」との共通認識をもつに至りました。そして出されたご意見を、①教員からのメール連絡、②授業の課題について（卒論、修論作成を含む）、③ZOOMによる授業について3つに大まかに分類したうえで、5月11日、法文学部教員全員に配信するとともに、授業等に際して適宜配慮するよう、依頼いたしました。

通常の形での授業やキャンパス生活がいつ再開できるのか、今日現在まだ目途が立っておりません。対面授業の停止や入構の禁止は、何よりもみなさまの健康や安全を守るための措置なのですが、法文学部教員にも慣れぬ事態への対応につき、まだまだ十分でない面があります。しかし、みなさまの声に耳を傾け、教員個人としてまた各教育コースや学部として、できるだけきめ細かな対応をするため、最大限の努力をしなければなりません。カミュの小説『ペスト』には、「ペストと戦う唯一の方法は、誠実さということだ」との一節があります。学生・院生、教職員が一丸となって、今次の危機的状況を乗り越えましょう。ご意見、ご提案、相談事などがありましたら、遠慮なく関係教員等へ連絡してください。今後ともどうかよろしく願っています。

令和2年5月15日

法文学部教務委員会、同学生支援委員会

(6)5月18日付「新型コロナウイルス対策に関する学長メッセージ（第4報）」において、愛媛県の緊急事態宣言が「条件付き解除」となったことに伴い、「オレンジ」ステージを継続すること、第2クォーター開始時（6月11日）から、愛媛大学BCPのステージを「オレンジ」から「イエロー」に引き下げることを目指し、準備を進めていくことが通知された。

(7)5月27日付「新型コロナウイルス対策に関する学長メッセージ（第5報）」において、5月21日に愛媛県の緊急事態宣言解除が妥当と判断されたこと、同25日に全国の緊急事態宣言が解除されたこと、愛媛県内の小中高の授業もすでに再開されたこと等から、愛媛大学BCPのステージを「オレンジ」から「イエロー」への引き下げを当初の予定から前倒しし、6月1日から行うことが通知された。同日、CPTにおいて下記の内容の「対面授業の許可の基準」が策定された。

【対面授業の許可の基準】

- ①「実習」型またはその要素が顕著な授業は許可。
- ②専門演習は、上記①の要素を明らかに含む場合には、回数や人数を限定して許可。
- ③基礎演習は（上記①に該当する場合を除き）許可しない。
- ④語学の授業は「3密」の観点から許可しない。
- ⑤「卒論指導」は、授業ではないので、対象外とせざるを得ない。

また大学院生の研究室利用について、井口秀作評議員から法学コース長、人文学コース長へ下記の内容の通知が発出された。

【大学院生の研究室利用について】

6月1日より、愛媛大学BCPステージがイエロー・ステージとなる予定です。

学生は自宅で研究が原則ですが、例外的に大学の施設を利用した研究が認められています。まずは、大学院生について、必要な研究活動を認める手続を進めていきます。

コース長の先生方には、以下のように進めて行くようお願いいたします。

- ①指導教員に「院生が論文執筆のために法文学部関連施設を利用した研究活動が認められる場合がある」ことを情報提供をして下さい。対象の院生は、本年度修士論文提出予定者と投稿論文執筆予定者です。（学生からの申請は自発的なものとされているので、先生方が直接院生全員に申請の有無を聞くのはお止め下さい）
- ②利用の希望がある場合は指導教員に取りまとめていただき、指導教員からコース長に申請書を提出するようにして下さい。（申請書は添付したものをご利用下さい）
- ③申請書の内容を見て、許可を判断いただきますが、ほぼ

1日といった長時間ではない研究活動であれば許可して下さい。あくまでも、自宅での研究が原則ですので、大学内での長時間・長期間による研究であれば、時間を短くして再申請を求める等に対応して下さい。判断に迷われた場合には、私のところまでご相談下さい。

④許可は指導教員を通じて、伝えて下さい。

その際、指導教員に、安全環境確保の指導（マスク着用、手指消毒、検温、三密回避、換気等）を依頼するとともに、イエロー・ステージの段階では、文献室・資料室等が、平常時に比べて、利用に制限がある場合があることをお伝え下さい。

⑤今回の申請の期間は第2クォーター期間とします。

⑥許可された場合には、私のところまでご連絡下さい。

誠に申しわけありませんが、法学コース長は総合法政政策専攻の大学院生、人文学コース長は人文科学専攻の大学院生についてもご担当下さい。実際には、こちらがメインとなりますが、旧専攻の専攻長がおりませんので、両コース長にお願いする次第です。お忙しいところ恐縮ですが、よろしく申し上げます。

3. 愛媛大学のBCPのステージが「イエロー」に引き下げられてから夏季休業までの取組

(1)2020年6月1日より、愛媛大学のBCPのステージが「イエロー」に引き下げられた。法文学部においては例年6月に主指導教員・ゼミ選考が行われている（各コース毎に行われている）。

6月9日、主指導教員・ゼミ選考手続きについて、井口秀作評議員から法学政策学履修コース長、人文学履修コース長、グローバルスタディーズ履修コース長へ下記の内容の通知が発出された。

【主指導教員・ゼミ選考について】

CPT チームリーダーとしてメールをお送りしています。

現在、各コースで、主指導教員・ゼミ選考に手続が行われるところと思います。4月14日から、コロナウイルス感染拡大防止のため、学生による法文学部関連施設への立ち入りを禁ずる措置をとっています。しかし、BCPステージがイエローとなり、6月11日から一部で対面授業が開始されることもありますので、徐々にこの措置を緩和していきたいと考えております。

主指導教員・ゼミ選考において対面による面談の要望があると承知しております。ただ、例年と同じような面談(例えば、数人の学生が同時に狭い教員研究室で面談するなど)が望ましくないことは明らかです。現在、プロジェクトチームでは、学生との面談・指導の際のガイドラインを作成中ですが、そこから、主指導教員・ゼミ選考のための対面による面談に際して、下記の通り遵守すべき事項を整理しました。そこで、主指導教員・ゼミ選考のための対面による

面談を認める場合には、これに従っていただきたいと思えます。但し、これは、対面による面談を実施して下さいという趣旨ではありません。対面の面談を認めるかどうかは、各コースにおいて判断していただきたいと思えます。既に、非対面型の手続を既に決定されている場合に、その変更をお願いする趣旨は一切含みません。これからでも対応可能で、対応する方が望ましいと判断される場合に、道を開きたいという趣旨です。各コースで、主指導教員・ゼミ選考実施の担当教員がいると思えますので、当該教員とも相談のうえ、コースとして、対面による面談を認めるかどうかの判断をお願いします。

学生の中には授業が遠隔となっているため実家に帰省している学生もいます。このような学生の中には出校が困難な学生もいます。また、感染予防の観点から人との接触に躊躇を覚える学生もいます。これらの学生は、対面の面談に来たくても来られない可能性が高くなります。「対面による面談をした学生の方が有利」という運用にならないようにお願いいたします。コースとして、対面の面談を認める場合は、各教員に以下の遵守事項を伝達して下さい。

【主指導教員・ゼミ選考における対面による面談についての遵守事項】

- ①主指導教員・ゼミ選考における面談も非対面型を原則として、対面による面談でなければ不十分な場合に限られる。
- ②対面による面談を実施した場合、日時、場所、学生の氏名、面談時間を記録すること（事後に報告を求める場合があります）。
- ③対面による面談は、あらかじめメール等で日時を確定してから実施する。
- ④教員及び学生双方は、検温を行い、発熱等体調に異変がある場合は、実施を取りやめる。
- ⑤対面による面談を実施する場合は、教員1人に対し学生1人を原則とする。
- ⑥対面による面談は、遠隔授業に支障が生じない時間帯に行うこと（利用の前後に、同期型の授業がないことが必要）。面談の日時を確定する際に、教員は必ず学生に確認すること。
- ⑦教員及び学生は、マスクを着用し、法文学部関連施設に入構する際には、手指消毒を行うこと。
- ⑧ドアや窓を開けて換気に注意する。
- ⑨対面による面談は概ね30分以内とする。

以上、よろしく申し上げます。

上記通知に従い、各コース毎に主指導教員・ゼミ選考を実施した。

〔法学政策学履修コース〕

- ・ゼミガイダンスは実施しない。
- ・ゼミ訪問・研究室訪問については各教員によるメールやZOOMを用いた「相談受付」で代替する。

- ・志望票については Moodle 上で提出する。
 - ・6月8日に Moodle に、各教員に関する資料（ゼミ概要、コンタクト方法、定員を超えた場合の選考基準等を記載）や第1次志望票のフォーマット等をアップロードする。
 - ・第一次選考：
 - 相談受付期間：6月12日～6月18日
 - 志望票入力期間：6月19日～6月25日
 - ・第二次選考：
 - 相談受付期間：7月2日～7月8日
 - 志望票入力期間：7月2日～7月8日
 - ・第三次選考：
 - 相談受付期間：7月13日～7月16日
 - 志望票入力期間：7月13日～7月16日
- 〔人文学履修コース〕
- ・各教員に、6月11日以降、事前連絡の上、「面接（原則は遠隔）」を受ける。
 - ・第一次選考の希望届については Moodle 上で提出する。
 - ・第二次選考については、学生は第2希望の教員と面談（原則は遠隔）をし、受け入れられた場合、「主指導教員届」とを教員が法文学部チームに提出する。
 - ・第一次選考：
 - 面接期間：6月11日～6月30日
 - 希望届入力期間：7月1日～7月7日
 - 希望届提出後の面接期間：7月13日～7月17日
 - ・第二次選考：
 - 面接期間：7月20日～7月31日
 - 主指導教員届の提出期間：7月20日～7月31日
- 〔グローバルスタディーズ履修コース〕
- ・志望票については Moodle 上で提出する。
 - ・6月4日、Moodle に、各教員に関する資料（ゼミ概要、コンタクト方法、定員を超えた場合の選考基準等を記載）や第1次志望票のフォーマット等をアップロードする。
 - ・第一次選考については6月11日～26日の期間内、第二次選考については7月7日～13日の期間内に、学生は、教員の指示等に従いながら、教員とコンタクトをとる（メールや Web 会議等の利用）。
 - ・第三次選考が必要になった場合、当該学生とゼミ選考担当コース教務委員による面談等を経て、主指導教員を決定する。
 - ・第一次選考：
 - 志望票入力期間：6月11日～6月29日
 - 教員による選考期間：6月30日～7月4日
 - ・第二次選考：
 - 志望票入力期間：7月7日～7月14日
 - 教員による選考期間：7月15日～7月20日
- (2) 6月12日、下記の遵守事項を定めた上で、学生の資料室等の利用を解禁した。但し、学生には告知せず必要に

応じて、指導教員から連絡するものとした。

【法文学部関連施設において資料収集等を行う場合の注意事項】

法文学部関連施設（法文学部本館、総合研究棟Ⅱ、総合教育棟）を利用して、資料収集等を行う場合は、以下の注意事項を遵守するようにして下さい。

- ①法文学部関連施設を利用する場合は、必ず、事前に指導教員にメールあるいは電話で連絡をして許可を得て下さい。許可を得てから、来校するようにして下さい。
- ②来校にあたっては、マスクを着用し、法文学部関連施設に入構する際には、備え付けの消毒液で手指消毒を行って下さい。
- ③利用は遠隔授業の受講に支障が生じない時間帯に行ってください（利用の前後に、同期型の授業がないことが必要です）。
- ④利用は極力短時間で済ませ、終了後は、速やかに退出するようにして下さい。認められるのは一時的な利用のみです。
- ⑤利用にあたっては「3密」の状態を避けるとともに、利用する施設ごとに定めるルールがある場合には、それに従って下さい。
- ⑥来校前に、予め検温を行い、発熱等体調に異変がある場合は、来校を控えて下さい。
- ⑦利用にあたっては、指導教員による安全環境確保のための指示に従って下さい。

(3) 7月1日付「新型コロナウイルス対策に関する学長メッセージ（第6報）」において、愛媛県内で新規感染者が発生していないこと、国内で感染が拡大しておらず各地で散发している状況にあることを踏まえ、7月6日から、愛媛大学 BCP のステージを「イエロー」から「グリーン」に引き下げることが通知された。しかしながら7月3日付「新型コロナウイルス対策に関する学長メッセージ（第7報）」において、首都圏において感染が拡大している状況を踏まえ、7月6日からの「グリーン」への引き下げを取りやめ、2～3週間程度、国内の感染状況の推移をみた上で、警戒レベルについて検討することが通知された。

(4) 7月3日、学生支援委員会が、住宅確保給付金申請、卒業生 OB の支援に関する情報などをとりまとめた上で学生に通知した（7月20日、OB の支援を受けた1名の学生から報告をメールにて受領した）。

(5) 7月11日、Zoom ミーティング方式で「第1回大学院人文社会科学研究科説明会2020」で開催した。研究科長の挨拶の後、法文学専攻、産業システム創成専攻に分かれて説明会と質疑を行った。13名の希望者が参加者した。

(6) 7月27日付「新型コロナウイルス対策に関する学長メッ

セージ（第8報）」において、7月3日以降、首都圏における新規感染者がさらに増加し、感染が全国的に広がりを見せていることから、「イエロー」を継続することが通知された。これに伴い7月29日、集中講義について可能な限り遠隔授業で実施してもらうことを集中講座世話人に依頼した。

(7) 8月6日、下記の内容の学部長メッセージを学生・大学院生に対して発出した。

【法文学部の学生及び法文学研究科の院生の皆さんへー夏季休暇を迎えるにあたってー】

本年度の前学期は遠隔授業が原則となり、学内施設の利用も大幅に制限をするなど、皆さんには様々なご不便をおかけしたことと思います。

コロナウイルスの感染は、6月には一度落ち着きを見せましたが、7月に入ると全国で再び急速な勢いで拡大しています。愛媛県も例外ではなく、愛媛大学の学生の中にも感染者が確認されました。

これから夏季休暇期間に入ります。帰省をする人もいます。また、他県から帰省した友人等と交流する機会も出てくるかもしれません。感染予防の観点から、次のことに注意して過ごして下さい。

- ①感染が拡大している地域への帰省は、やむを得ない場合を除いて、控えるようにして下さい。
- ②やむを得ず帰省された場合は、不要不急の外出を控え、健康観察・体調管理には十分に注意して下さい。
- ③感染が拡大している地域から愛媛県に戻ってきたときには、2週間程度は、健康観察に留意し、不特定多数の人との接触を避けて下さい。
- ④帰省以外の旅行も控えて下さい。
- ⑤会食や飲み会あるいは飛沫が飛びやすいカラオケなどは極力、控えて下さい。
- ⑥人と接する場合には、「3密」を避け、マスクの着用、手洗い、消毒、換気等に務めるとともに、大声の会話をしないなどの感染予防対策に留意して下さい。
- ⑦以下のいずれかに該当する場合には、すぐに「帰国者・接触者相談センター」へ相談してください。
 - ・ 息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある場合
 - ・ 重症化しやすい方（基礎疾患一糖尿病、心不全、呼吸器疾患など一を有する方）で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合
 - ・ 上記以外の方で発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合
- ⑧どんなに注意していても、コロナウイルスに感染する可能性はあります。また、意図せずに感染者の濃厚接触者となる場合があります。PCR検査を受けることになった場合には、必ず、学生生活支援課に連絡して下さい。

(以下、省略)

(8) 法文学部における第1クォーター（1Q）、第2クォーター（2Q）、前学期における遠隔授業数の内訳は以下の【表1】を参照のこと。

| | 合計 | 遠隔 A ① | 遠隔 A ② | 遠隔 B |
|-------|-----|--------|--------|------|
| (昼間主) | | | | |
| 1Q | 180 | 48 | 49 | 115 |
| 2Q | 192 | 49 | 44 | 116 |
| 前学期 | 230 | 37 | 90 | 109 |
| (夜間主) | | | | |
| 1Q | 41 | 9 | 11 | 26 |
| 2Q | 41 | 8 | 9 | 26 |
| 前学期 | 67 | 6 | 17 | 31 |

【表1】遠隔授業数の内訳（教育支援課法文学部チーム提供）

4. 夏季休業期間中の取組

(1) 夏季休業が始まり、8月9日にWebオープンキャンパスが開催された。法文学部は、リアルタイムの動画配信を10時～12時、13時～15時、15時～17時の3回にわたって行った。リアルタイムの動画配信「愛媛大学法文学部ってどんな学部？」においては176人の視聴者数を記録した。12名の「教員・研究室紹介」の動画も配信した。

(2) 2020年8月21日～8月30日、前学期における遠隔授業の経験を教員間で共有し、各教員の授業改善の参考資料とするため、教務委員会による「遠隔授業（講義科目）に関するアンケート」を実施した（アンケート集計結果については9月14日に学部全体で共有した）。

(3) 8月26日、社会科学講座講座長、人文学講座講座長により、下記の内容の「後学期の対面授業の許可基準」が通知された。

【後学期の対面授業の許可基準】

【許可する授業】

- ・ 演習、実習（実践）、語学
- ・ 少人数（20人以下）の特講（＝人文系の特講）
- ＊但し、学外者の参加する特講は認めない

【許可しない授業】

- ・ 講義科目（概論を含む）

(4) 8月27日付「新型コロナウイルス対策に関する学長メッセージ（第9報）」において、愛媛県および全国的な感染状況に鑑み、9月1日以降も「イエロー」を継続することが通知された。

(5) 9月11日～9月16日、法文学部学生支援委員会によ

る「遠隔授業環境整備支援のための学生ニーズ調査」を実施し、9月18日～25日の期間「遠隔授業環境整備支援のための物品貸与第一次申請」を、9月29日～10月9日の期間「遠隔授業環境整備支援のための物品貸与第二次申請」を受け付け、下記の物品の貸与を行った（第二次申請においては大学院生も対象に含めることとした）。

| 物品名 | 第1次申請 (台数) | 第2次申請 (台数) | 合計 |
|-------------|---------------|---------------|----|
| Wi-Fi ルーター | 4 | 2 | 6 |
| タブレット | 5 | 1 | 6 |
| プリンター & インク | 8 | 5 | 13 |
| Web カメラ | 2 | 1 | 3 |
| ヘッドセット | 2 | 1 | 3 |

【表2】貸与物品の内訳（法文学部学生支援委員会提供）

(6) 9月17日～28日にかけて、大学内での交流がなく、不安や悩みがあっても相談ができずに困っている学生が多いと聞き、学生が気軽に悩みを相談できる場の提供が必要と判断したことから、事前申込制という形で1回生を対象にオンラインによる「第1回:何でも相談会」を開催した。その際、メンターを務める上回生を「学生補助員」として雇用することで、コロナ禍で収入が減った学生のサポートにも資することとなった。

| 日時 | 担当 | メンター数 | 参加者数 |
|--------------|------------|-------|------|
| 9/17: 10-12時 | 石坂ゼミ (GS) | 3 | 4 |
| 9/24: 13-15時 | 鈴木ゼミ (法政) | 5 | 3 |
| 9/25: 15-17時 | 田中ゼミ (人文) | 5 | 5 |
| 9/28: 13-15時 | 小佐井ゼミ (法政) | 3 | 0 |

【表3】第1回なんでも相談会（法文学部学生支援委員会提供）

5. 後学期開始～年内の取組

(1) 9月23日、CPTにおいて下記の内容の「対面授業実施にあたっての注意事項」が策定され、翌24日、下記の内容の学部長メッセージが教員に対し発出された。

【対面授業実施にあたっての注意事項】

対面授業の実施にあたっては、感染予防に備えるとともに、万が一感染者が出た場合に迅速な対応が可能となるように、下記の点にご注意をお願いします。

- ①授業実施に際して、必ず、座席指定をして下さい。指定に際しては、十分にソーシャル・ディスタンスを確保できるように、1m以上の間隔をとって下さい。
- ②授業実施の際は、授業前の検温、マスク着用、授業前後の手指消毒を行って下さい。授業開始前に教室に入室し、学生の着席状況（マスク着用を含む）、出欠、体調不良者の確認等を行って下さい。
- ③出欠確認は毎回、必ず実施して下さい。出席の情報は、濃厚接触者の把握などに必要となる場合があります。速

やかに提出できるご準備をお願いします。

- ④体調不良者がいた場合は、総合健康センター（略）に連絡するように指示し、自宅で休養するように促して下さい。その際に、後日所定の授業欠席申出書を提出するように伝えて下さい。教員も、自身が体調不良を感じた場合には、授業を実施しないでください。
- ⑤授業中は、定期的に窓やドアの開放など、換気を行って下さい（30分に1回程度）。
- ⑥対面での発話・発声を伴う場合は、2m以上離れて小声で行うようにして下さい。語学の授業等で、発声の機会が増える場合には、フェースシールドを着用させてください。
- ⑦授業終了後は、ドアノブ、机、椅子、AV機器等、教員及び学生が接触した箇所の消毒を行ってください。
- ⑧受講生に以下の点を周知して下さい。
 - ・登校時には、必ずマスクを着用すること。
 - ・教室に入室の際には手指消毒をし、指定された座席に着席して、静かに授業開始を待つこと。
 - ・咳、発熱等、少しでも体調が優れない場合には登校を控えること。体調不良による欠席は「正当な理由による授業欠席」として扱うことも伝えてください。
- ⑨今後、状況によっては、対面授業が認められなくなる可能性もあります。その際に授業実施に支障が生じないように、遠隔授業の準備をお願いします。また、入学試験前には、対面授業の中止をお願いすることがあります。
- ⑩種々の事情で対面授業の受講ができない学生に対しては、「教育的配慮」をお願いします。

なお、授業毎に、別紙のチェックリストに記入の上、授業実施から1か月間は保管するようにお願いします。

(2) 10月4日、社会科学講座講座長、人文学講座講座長により、下記の内容の「国内フィールドワーク及び正課外活動についての基準」が通知された。

【国内フィールドワーク及び正課外活動について】

感染状況が全国的に小康状態を保っていること、全学の方針が、特定指定地域、指定地域以外については移動・滞在については自粛を求めず、学生団体の課外活動については県外への移動を認めていること、演習授業を中心に対面授業が認められていること、等を踏まえて、フィールドワーク、正課外活動については、以下のように扱う。

- ①特別指定地域、指定地域での実施については禁止する（特別指定地域・指定地域については、随時更新されるので定期的に配信されるBBSメールで確認のこと）
- ②実施に際しては、予め、実施計画書を所属の講座長に提出すること
- ③感染予防対策を十分に行うこと
- ④多数人による会食は禁止する
- ⑤終了後速やかに実施報告書を講座長に提出すること

⑥県外で実施した場合は、学生には、帰県後10日間は、不特定多数との接触を避ける等感染拡大防止のための行動に留意させること

10月14日、社会科学講座講座長、人文学講座講座長により、下記の内容の「対面授業の追加の許可の基準」が通知された。

【対面授業の追加の許可の基準】

後学期に入り、受講生数が確定し、教室の使用状況も明らかになりました。以下に該当する科目について、対面授業のご希望がある場合には、追加の申請を受け付けたいと思います。

- ①既に対面授業が許可された科目で対面授業の実施日を追加する場合
- ②人文学系の特講で受講生が30名程度以下のもの
- ③演習科目（大学院の科目は、一律に演習とみなします）

なお、既に後学期の授業が開始されていますので、対面授業で追加する場合には、履修者が了解していることが条件となります。

ついては、後学期開講科目（大学院を含む）で、対面授業を希望する場合には、添付しました別紙申請書を、まずは講座長宛てにご提出下さい。

(3) 10月27日～29日にかけて、非予約制という形で主として1回生、2回生を対象にオンラインによる「第2回：何でも相談会」を開催した。

| 日時 | 担当 | メンター数 | 参加者数 |
|----------------------|-----------|-------|------|
| 10/27 : 16時半-17時半 | 小佐井ゼミ(法政) | 2 | 1 |
| 10/28 : 10時半-11時半 | 石坂ゼミ(GS) | 10 | 0 |
| 10/29 : 12時半-13時半 | 田中ゼミ(人文) | 5 | 6 |

【表4】第2回なんでも相談会（法文学部学生支援委員会提供）

(4) 11月6日付「新型コロナウイルス対策に関する学長メッセージ(第10報)」において、11月9日から、愛媛大学BCPのステージを「イエロー」から「ライトイエロー」に引き下げることが通知された。

(5) 11月14日、Zoom ミーティング方式で「第2回大学院人文社会科学研究科説明会2020」を開催した。研究科長の挨拶の後、法文学専攻、産業システム創成専攻に分かれて説明会と質疑を行った。22名の希望者が参加者した。第2回説明会ののち、対応にあたった教員向けのアンケートを実施した。

(6) 11月20日付「新型コロナウイルス対策に関する学長メッセージ(第11報)」において、全国的に感染拡大が続

く中、愛媛県にも感染拡大の波が押し寄せている状況をもとに検討した結果、11月20日付で「ライトイエロー」から「イエロー」に引き上げることが通知された。

11月24日付「学長メッセージ(第12報)ー新型コロナウイルス感染症の感染防御対策および感染拡大防止対策の更なる徹底について」において、同日付で日常の感染対策の徹底を呼びかける愛媛県知事からのメッセージが発出されたことに伴い、「オレンジ」への移行回避のため、更なる感染防御対策および感染拡大防止対策の徹底が通知された。

(7) 12月2日、CPTにおいて第4クォーターの対面授業実施の追加について検討した結果、基準は変えないこととされた。

12月17日、井口秀作評議員から、対面授業を実施している教員に対し下記の内容の通知がなされた。

【大学入学共通テストの円滑な実施のための特例措置への対応】

後学期の対面授業については、各講座長を通じて申請をいただき、学部長の許可の上、実施いただいているところです。

12月9日配信のBBSメールにあるように、1月7日から14日までの期間は、「大学入学共通テストの円滑な実施のための特例措置」として、感染拡大防止の観点から、遠隔授業のみを実施することとし、「卒業・修了あるいは資格取得に必須の実験・実習等」のみが、部局長の許可を得たうえで、実施することができることになっています。

これは、大学共通テストの試験室となる教室の安全な環境を確保するとともに、大学共通テストの業務に支障が生じないように先生方の健康を確保するために可能な限り人との接触を避けていただくという趣旨のものです。この期間は、共通講義棟B及び総合教育棟1(3階・4階)は施錠することになっています。

ついては、対面授業が許可されている先生方に以下の3点をお願いいたします。

- ①1月7日から14日までの期間は遠隔授業で実施していただくか、休講としたうえで、後日、補講の措置をとって下さい。
- ②①の措置について、特に遠隔授業の実施方法等について、受講生へ連絡するようにして下さい。
- ③「卒業・修了あるいは資格取得に必須の実験・実習等」で、この期間内にどうしても対面授業を実施することが必要不可欠である場合は、添付した申請書を、12月23日17時までには評議員宛にご提出下さい。とりまとめて学部長に提出いたします。

また、非常勤講師の世話人をされている先生方は該当の非常勤講師にご連絡をいただきたいと思います。

6. 2021年1月以降の取組

(1) 2021年1月8日付「新型コロナウイルス対策に関する学長メッセージ(第13報)」において、1月7日付で1都3県に「緊急事態宣言」が発令され、愛媛県においても1月8日から26日まで「感染警戒期における特別警戒期間」として対策を強化することが発表されたことに伴い、感染防御対策の徹底が通知された。

1月13日付「新型コロナウイルス対策に関する学長メッセージ(第14報)」において、1都2府8県に「緊急事態宣言」が発出され、最近の傾向として陽性者に占める若者の割合が増加していることから、同日付で大学全体のBCPステージを「イエロー」に引き上げることが通知された。

(2) 1月18日、下記の内容の「令和2年度授業評価アンケート(後学期)の実施について」を法文学部チームを通じて、学生に対し告知した。

【令和2年度授業評価アンケート(後学期)の実施について】

令和2年度授業評価アンケート(後学期)の実施についての連絡です。後学期の授業評価アンケートですが、Microsoft Formsを用いてオンライン上で行います。下記のURLからアンケートに回答してください。

アンケート実施科目については添付ファイルに記載していますので確認してください。添付ファイルを確認後、履修登録している科目についてアンケート実施期間内(1月18日から2月8日)に必ず回答してください。なお本アンケートは匿名化されており、回答者の氏名等については特定されません。

アンケート回答URL:(省略)

88科目についてアンケートを実施した(法学政策学履修コース:27科目、人文学履修コース:44科目、グローバルスタディーズ履修コース:17科目)。当初、アンケートの回答期限を2月8日としていたが、後日回答率アップのため、期限を2月17日まで延長した。アンケートの回答期限を延長した結果、アンケート対象科目の全履修者数3,075名中、834名の受講生から回答を得た(回答率:約27%)。

学生の属性(学年・履修コース等)を除く、質問項目は以下の通りである。

- ①教員が話す速さの声の大きさは、適切でしたか?(該当者のみ)
- ②授業で使用する教材(教科書・プリント・Moodle掲載資料・視聴覚資料など)は、効果的でしたか?
- ③授業は、シラバスに則ったものでしたか?
- ④授業の進度は、どうでしたか?
- ⑤授業全体から見て、授業の難易度はいかがでしたか?
- ⑥教員は、誠実に授業に取り組んでいましたか?

⑦授業の概要や成績評価方法など、事前にシラバスを読んだで十分な情報を得ましたか?

⑧この授業に、どの程度出席しましたか?

⑨この授業全体を平均して、1回あたりどのくらい事前・事後の学習を行いましたか?

⑩あなたはシラバスの到達目標を達成できましたか?

⑪この授業を受けて、あなたは全体的に満足できましたか?

⑫A)この授業の良かったところ、B)この授業に対する改善案、C)望ましいと思う授業形態、D)その他について、感想や意見を自由に記してください。

質問項目⑪全体的な満足度に対する内訳については【表5】を参照のこと。なお質問項目⑫(自由記述欄)についても330名の学生から回答があった。

| 全体的な満足度 | 回答数 |
|-----------|-----|
| そう思う | 493 |
| ややそう思う | 273 |
| あまりそう思わない | 61 |
| そう思わない | 7 |

【表5】全体的な満足度の内訳(教育コーディネーター会議提供)

(3) 法文学部においては、例年1月下旬以降に1回生を対象に「履修コース選択」を実施している。昼間主コースについては1月28日、夜間主コースについては2月1日に、「人文社会科学入門」の授業時間内に、非同期型遠隔の形式でガイダンスを実施した。それぞれ授業終了後からMoodle上で志望票の入力を受け付けた。

〔昼間主コース〕

志望票入力期間:1月28日~2月10日

〔夜間主コース〕

志望票入力期間:2月1日~2月10日

履修コース選択の結果については、以下の【表6】を参照のこと(なお昼間主コースについては3月3日現在未回答の学生3名は含まない)。

| | 法学政策学履修コース | 人文学履修コース | グローバルスタディーズ履修コース |
|--------|------------|----------|------------------|
| 昼間主コース | 104名 | 120名 | 52名 |
| 夜間主コース | 39名 | 47名 | - |

【表6】履修コース選択結果(履修コースWG提供)

(4) 2月11日、人文社会科学研究科産業システム創成専攻において、留学生対象入試のうち、来日不能な志願者を対象にZoomミーティングを利用してオンライン方式で入試を行った(筆記、口頭試問・面接とも)。

(5) 法文学部における3Q、4Q、後学期における対面授業数、遠隔授業数の内訳は以下の【表7】を参照のこと。

| | 合計 | 対面授業 | 遠隔 A ① | 遠隔 A ② | 遠隔 B |
|-------|-----|------|--------|--------|------|
| (昼間主) | | | | | |
| 3Q | 175 | 91 | 72 | 55 | 19 |
| 4Q | 165 | 80 | 73 | 51 | 18 |
| 後学期 | 272 | 53 | 75 | 107 | 38 |
| (夜間主) | | | | | |
| 3Q | 50 | 20 | 21 | 19 | 8 |
| 4Q | 50 | 20 | 21 | 20 | 8 |
| 後学期 | 76 | 11 | 22 | 41 | 9 |

【表 7】対面授業数、遠隔授業数の内訳（教育支援課法文学部チーム提供）

おわりに

以上、本稿においてはコロナ禍における法文学部および大学院人文社会科学研究科の教育提供体制や学生支援体制等の取組を時系列に沿って紹介してきた。未曾有の災厄である新型コロナウイルスの感染拡大に対応するため、2020年3月下旬以降、法文学部関係各所が密に連携をとり急変する教育提供体制や学生支援体制の対応にあたったことの一端を紹介することができたと思料する。

2021年3月4日、教育・学生支援機構より発出された「令和3年度前学期（第1クォーター期間）の授業について」において、令和3年度前学期は遠隔授業を積極的に行いつつも、感染防御対策を徹底しながら、対面授業も可能な限り開講するとの開講方針が通知された。法文学部および大学院人文社会科学研究科においても、遠隔授業についてはより質を高めた遠隔授業、また対面授業についてはより感染防御対策を徹底した対面授業を行うことが求められる。教職員一丸となってこの難局に対処していく所存である。

なお本稿を執筆するに際し法文学部および大学院人文社会科学研究科の様々な委員会や教育学生支援部法文学部チームから情報提供を受けた。とりわけCPTのチームリーダーである井口秀作評議員、田中尚子学生支援委員会委員長、福井秀樹社会科学講座講座長からは本稿の中核をなす資料をご提供頂いた。この場を借りて改めて謝意を表することとする。